（細則様式１）

年　　月　　日

資源エネルギー庁資源・燃料部

燃料流通政策室室長　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （運営者：揮発油販売業者、石油販売業者) | | |
| 氏名又は名称 |  | |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |
| 運営者と所有者が同じ場合は、「運営者」の欄に記入。 | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （所有者） |  | |
| 氏名又は名称 |  | |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |

事業継続計画書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、脱炭素社会における燃料安定供給対策事業（以下、「当該補助事業」という。）の主旨に則り、下記の通り自社事業を適切に継続・運営し、脱炭素化社会に向けて地域のライフラインとして欠かせないガソリン、灯油等の石油製品の燃料供給を継続致します。

記

１．事業継続期間

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、当該補助事業の主旨に則り、当該補助事業の交付決定日を含む当該事業年度から８年以上にわたり、自社従業員およびその家族の安全を確保しながら、石油製品の安定供給を図り、自社の事業を適切に継続・運営します。

２．基本方針

①人命の安全（従業員・顧客）を最優先とします。

②自社の健全経営の維持・事業継続を図ります。

③地域社会の一員として、地域行政等との連携・協調のもと、公平かつ適切な燃料供給を行います。

④脱炭素社会に向けたＳＳの事業再構築を図り、石油製品の安定供給体制を確保します。

⑤災害時等においては二次災害等の防止に努め、安全かつ迅速な燃料供給体制を構築します。

３．脱炭素社会に向けたＳＳの事業継続に係る取組について（具体的に記載）

４．補助金適正化法に基づく適正管理

当該補助事業により取得した補助対象設備等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）の規定に従い適正に管理するとともに、財産処分制限期間内に財産処分を行う場合は必ず事前に（一社）全国石油協会に報告・承諾を得た上で財産処分を行います。

以上

［石油協会記入欄］

補助対象設備等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①ベーパー回収設備 | ②地下タンク等入換 | ③漏えい防止対策 | ④省エネ型洗車機 |
| ⑤ＰＯＳシステム | ⑥省エネ型ローリー | ⑦タブレット型給油許可システム | ⑧灯油タンク等スマートセンサー |

補助対象設備等設置状況確認調査

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１回 |  | 第２回 |  | 第３回 |  | 第４回 |  |
| 備考 |  | | | | | | |